

品確法基本方針・運用指針／入契法適正化指針（スケジュール）

平成26年6月4日

品確法改正公布・施行

入契法改正公布

- ・運用指針（骨子イメージ案）について、地方公共団体・事業者
に説明・意見交換

地方公共団体：571団体が参加、事業者：1196人が参加

- ・全地方公共団体等及び建設業団体等に対し文書による意見
等の提出を依頼（8月29日まで）

地方公共団体等：247団体（1,042件）から意見提出
建設業団体等：138団体（1,340件）から意見提出

- ・国土交通本省幹部と市町村長（49団体）が直接意見交換

平成26年9月中旬

入契法改正の一部を前倒し施行

（入札金額の内訳提出・
施工体制台帳の作成範囲拡大を除く）

平成26年9月末日途

基本方針改正 閣議決定

適正化指針改正 閣議決定

- ・運用指針（骨子案）について地方公共団体及び事業者
（工事、維持管理、コンサル関係等）より意見等の提出
（11月上旬まで（予定））

- ・適正化指針の内容について周知徹底

平成26年12月目途

運用指針 決定

- ・運用指針の内容について周知徹底

- ・適正化指針改正を受けた運用強化開始

平成27年4月1日

運用指針に基づく発注事務の運用開始

入契法改正全面施行